

二 快適で安全な環境の造成

我が国経済が高度成長を遂げた反面、公害や自然破壊による環境の悪化や社会資本投資の不足による住宅、上下水道など生活環境施設の整備の遅れ、あるいは交通災害や自然災害の多発など、生活の快適性、安全性の確保に大きな不安をもたらしました。本県においては、環境の悪化は総体的には、先進工業地帯ほどではないにしても、公害の原点ともいわれ



心をなごませるシンボル花壇（熊本市交通局前）

る水俣病のような特有の問題をかかえており、地域開発に当たっては、環境の破壊に対し厳しい姿勢で臨むとともに、よりよい環境の造成に積極的に取り組みこころとして、これらの対策と施策の実現に努力してきました。

特に、県民総参加による「美しい熊本づくり」運動を施策推進の中心に据え、自然を大切に、緑で包む快適な生活環境の保持とこれを増進するための各種の対策や事業を進めてきました。自然の保護については、自然が人間生

存の基盤であり、同時に、県民にとって共有の資産であるという認識のもとに、昭和四十七年三月自然環境保護条例（現、自然環境保全条例）を制定し、自然環境の保全に努めてきました。

開発行為については、乱開発を規制するとともに、一定規模以上の開発行為者には、修景の緑化事業や防災施設・汚水処理施設の設置などを行わせる約束（自然環境保全協定）を、また、天然林や海岸、植物の自生地、野生動物の生息地などの区域（自然環境保全地域）、市街地や集落地あるいは歴史的、文化的資産と一体となって良好な生活環境を形成している区域（緑地環境保全地域）などの指定を行い、指導員を配置して巡回指導に当たっています。

なお、環境の緑化を進めるため、観光ルートなど主要道路沿線の美化事業、花いっぱい運動を進めるための花の銀行設置（現在、八百四十一行）、県民の憩の場としての憩の森造成事業、特色のある空港とするための空港周辺緑地造成事業などを進めてきました。これらは、県民の間にも広がり、観光客からも高く評価されています。

自然の保護・保全と同時に、住みよい環境を造成するためには、適正な土地利用を進め、都市の健全な発展と農山漁村

の生活環境の改善、施設の充実に努める必要があります。そのため、昭和五十年には、土地取引の規制、開発行為に対する規制、未利用土地の有効利用を図るなど、秩序ある土地利用の基本となる、土地利用基本計画を定めました。また、五十二年九月には、昭和六十年における農用地・森林・宅地などの利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を定めた国土利用計画（県計画）を策定しました。また市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の指定などの都市計画の推進を図ってきました。これらの計画を進めてきたことよって、都市のスプロール現象や乱開発の防止と地価の鎮静化に、大きな効果が発揮されたと考えられます。

農山漁村の環境改善事業としては、生活環境を快適にするために、住民の立場から生活環境問題を考え、住民相互の合意に基づいて環境改善の実践運動を展開するという生活環境改善対策事業（現在、十一カ所で実施）、農村の生産・生活環境の保全を目的とした農業用廃プラスチック処理対策事業、畜産経営にかかわる環境汚染を防止する畜産経営環境整備事業などを進めてきています。

住宅の整備については、公営による建設や民間による自力建設の活性化によって、昭和四十三年には住宅数と世帯数が



熊本市東部に広がる住宅団地

ほぼ同数となり、量的には「一世帯、一住宅」の目標（第一次五カ年計画、四十年～四十五年）は、早くも達成されました。その後も引き続き（第二次五カ年計画、四十六年～五十年）、「一人一室」

を目標として、住宅事情の改善と居住水準の向上に努めてきました。現在は、住宅の狭小、老朽化、設備の不備等の理由による住宅困窮者が相当数（約三〇％）に及んでいると見込まれることから、質

住宅建設の推移（単位：戸・％）

区分	第1期計画 (昭41~45)			第2期計画 (昭46~50)			第3期計画 (昭51~55)
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	
公営住宅	6,100	6,115	100.2	6,300	6,727	106.8	7,200
改良住宅	900	182	20.2	900	614	68.2	700
公庫・公団等住宅	26,500	16,146	60.9	24,300	27,717		37,700
公的調整戸数	3,500			3,500			
小計	37,000	22,443	60.6	35,000	35,058	100.2	45,600
民間自力建設住宅	47,500	57,087	120.1	70,000	67,625	96.6	74,400
合計	84,500	79,530	94.1	105,000	102,683	97.8	120,000

の向上と安定的な供給を目指して、目下第三期五カ年計画（五十一年～五十五年）に取り組んでいます。

都市公園等の整備については、公園は、住民の保健、休養、慰安の場だけでなく、美観、防災、公害防止等の面から都市に欠くことのできない施設であるので、力をつけてきました。昭和四十六年度における都市計画区域内人口一人当たり公園面積は二・六㎡でしたが、児童の安全な遊び場や青年層のスポーツの場となる公園緑地等の確保に努めてきた結果、五十二年度末では三・二㎡の水準にまで拡大しました。更に、五十五年度末には五・一五㎡の水準まで、引き上げるよう事業の拡大を目指しています。なかでも、県民が手軽にスポーツに親しめ



公園でくつろぐ親子（熊本市武蔵ヶ丘）